

2025県内一斉ながさきデコ活スマートムーブウィーク実施要領

1. 趣 旨

地球温暖化を防止するためには、県民、事業者、行政等が一体となって、各人のできることから早急に取り組んでいくことが重要です。

『ながさき環境県民会議』（以下、「県民会議」という。）では、特に県内の二酸化炭素（CO₂）排出量の約2割を占める運輸部門における CO₂ 排出量を削減するため、「普段から利用している様々な移動手段を工夫して CO₂ 排出量を削減しよう」という取組である『スマートムーブ』を推進しています。

県民会議は、県民のみなさまに通年で「スマートムーブ」を呼び掛けていますが、その一環として、令和7年10月8日から1週間、『2025県内一斉ながさきデコ活スマートムーブウィーク』を実施します。

この取組が、県民のみなさんが脱炭素型のライフスタイルについて主体的に考えていただくきっかけになることを期待しています。

2. 実施主体

ながさき環境県民会議

3. 参加対象

- ・通常、マイカー（バイク含む。）を利用している方^{※1、※2}
- ・業務において、公用車・社用車を運転される方^{※3}

※1 通勤に限らず、買い物やレジャー等、マイカーを利用する全ての機会を対象とします。

※2 通常、マイカーを利用して通勤、通学している方が、在宅勤務、リモート授業等を受講した場合も対象とします。

※3 業務の中で、公用車・社用車を運転されている方が、エコドライブを実践したり、乗り合わせや公共交通機関を利用した場合も対象とします。

4. 実施期間

令和7年10月8日（水）～14日（火）

5. 取組内容

自分のライフスタイルに合わせて、実施期間中に以下の取組を実践しましょう。

それぞれが、無理なくできる範囲で取り組むものとします。

実施期間中、一日のみの参加も可能です。

（1）エコドライブの実践

- ・マイカーや公用車・社用車を利用する必要がある場合は、エコドライブの実施や乗り合わせにより、自動車等の運転に伴い排出される二酸化炭素の削減に取り組む。

※ エコドライブとは、自動車を利用する際に、急加速・急ブレーキを控える、アイドリングストップを実行するなどの手段を用いて燃費を向上させる取組です。

(2) 自動車の利用自粛

- ・ 徒歩、自転車、公共交通機関の利用、乗り合わせなどにより、できる範囲でマイカーや公用車・社用車の利用を自粛する。

6. 参加方法等

(1) 個人の参加方法

① 参加宣言の提出

- ・ 取組の趣旨に賛同し、できる範囲での取組が可能な個人は、環境アプリ（エコふぁみ）・Formsにより、参加宣言をご提出ください。
- ・ ただし、エコふぁみ・Formsを利用することができない方については、「スマートムーブ参加宣言（様式1）」に必要事項を記入のうえ、県民会議温暖化防止部会事務局（以下の項目8参照）へメール、FAX、または郵送でご提出ください。
- ・ 参加宣言については、取下げの申出がない限り、翌年度以降も有効なものとして取り扱わせていただきます。

② 参加宣言期間

令和7年9月11日（木）～令和7年10月14日（火）

③ 実績報告

- ・ 実施結果は集計・公表しますので、令和7年10月31日（金）までに、エコふぁみ・Formsにて実績をご報告ください。
- ・ ただし、エコふぁみ・Formsを利用することができない方については、「県内一斉ながさきデコ活スマートムーブ実施状況調査（様式3）」に必要事項を記入のうえ、県民会議温暖化防止部会事務局（以下の項目8参照）へメール、FAXまたは郵送でご提出ください。

(2) 企業・団体の参加方法

① 参加宣言の提出

- ・ 取組の趣旨に賛同し、できる範囲での取組が可能な企業、団体等は、Formsにて参加宣言を提出してください。Formsを利用しない場合は「スマートムーブ参加宣言（様式2）」に必要事項を記入のうえ、県民会議温暖化防止部会事務局（以下の項目8参照）へメール、FAXまたは郵送でご提出ください。
- ・ 参加宣言については、取下げ等の申出がない限り、翌年度以降も有効なものとして取り扱わせていただきます。

② 参加宣言期間

令和7年9月11日（木）～令和7年10月14日（火）

③ 実績報告

- ・ 実施結果は集計・公表しますので、令和7年10月31日（金）までに、Formsにて実績をご報告ください。Formsを利用しない場合は「県内一斉ながさきデコ活スマートムーブ実施

状況調査（様式４）」に必要事項を記入のうえ、県民会議温暖化防止部会事務局（以下の項目８参照）へメール、ＦＡＸまたは郵送でご提出ください。

（３）その他

- ① 参加宣言をいただいた企業・団体名については、ホームページに掲載します（公表が可能な企業等のみ）。なお、個人名については、掲載いたしません。
- ② 企業・団体全体で参加するのが困難であれば、営業所ごと、所属ごと、グループごとの参加も可能です。
- ③ 個別の個人や企業・団体の取組結果については、公表することはありません。

７．企業・団体における自主的なスマートムーブの取組についての情報提供のお願い

- ・ 県民会議では、企業・団体等の皆様による自主的なスマートムーブへの取組についても呼びかけています。
- ・ 県内一斉スマートムーブデー（毎月第２水曜日）以外の日程で、自主的なスマートムーブに取り組まれる企業・団体等がありましたら、「スマートムーブ参加宣言（様式２）」の該当欄に必要事項を記入のうえ、情報提供をお願いします。

８．お問い合わせ先・送付先

ながさき環境県民会議 温暖化防止部会事務局

（長崎県 県民生活環境部 地域環境課） 担当 高尾

〒８５０－８５７０ 長崎市尾上町３－１

ＴＥＬ：０９５－８９５－２５１２

ＦＡＸ：０９５－８９５－２５７２

E-mail：s16080@pref.nagasaki.lg.jp